

令和7年度香港等における県産農林水産物等の魅力発信事業 業務委託仕様書（案）

本業務委託仕様書は、「令和7年度香港等における県産農林水産物等の魅力発信事業」業務を委託するに当たり、その業務等を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものである。

1 目的

香港での試食試飲交流会の開催及び香港・韓国での現地イベント出展の取組を通じて、福島県の現状や県産農林水産物の安全性確保の取組、本県産農林水産物の魅力などの情報発信を行うことで、県産農林水産物の風評払拭及び販路回復につなげることを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

3 業務の内容

(1) 香港現地における食品関連事業者向け試食試飲交流会の開催

香港において、現地の経済界関係者や食品関連事業者（卸・小売事業者、飲食関係事業者等）の実務担当者等（以下、「バイヤー等」という。）に対し、県内の農業関係団体や食品関連事業者等（以下、「事業者等」という。）が直接、安全性確保に向けた取組や、県産農林水産物等（加工品を含む）の魅力を発信する試食試飲交流会を開催することで、現地事業者等との関係性を構築し、県産農林水産物等の風評払拭及び販路回復につなげる。

ア 実施期間

日程：令和7年10月から11月のうち1回

（バイヤー等が来場しやすい時間帯半日程度の開催を想定。ただし準備時間は含まない。）

イ 会場

香港特別行政区内のレストラン、バンケットホール等

ウ 対象者及び想定数

（ア）バイヤー等は、30社（延べ150名）程度とする。

※1社複数名来場を想定。入退場自由。

（イ）事業者等は、5者以上とする。

エ 実施内容

（ア）福島県職員による県産農林水産物の安全性確保の取組に関する説明

（イ）事業者等によるPR

（ウ）県産農林水産物等の試食試飲

オ 試食試飲交流会の企画・運営管理の一切に関すること

（ア）事業者等が提供する試食試飲品を会場に展開（調理及び提供等）すること。

- (イ) 上記(ア)とは別に、バイヤー等が本県農林水産物や食文化に対し興味関心を惹くような飲食物等を選定し、会場に展開(調理及び提供等)すること。
なお、飲食物等の選定にあたっては、福島県に協議のうえ決定すること。また、香港当局の検疫条件や諸規制を満たしたものを取り扱うように十分留意すること。さらに、香港への輸出が規制されている食材については、現地で調達すること。
- (ウ) 会場内に、事業者等及び福島県のPRブースを設置すること。
- (エ) 事業者等及び福島県がPRブースを設置する際に必要な機材等を調達すること。
- (オ) バイヤー等が各PRブースを回り、事業者等と円滑にコミュニケーションを取れるよう、会場レイアウトや運営等に工夫及び配慮すること。
- (カ) 事業者等がバイヤー等と円滑にコミュニケーションを取れるよう、広東語及び英語での通訳が可能な者を各PRブースに配置すること。
- (キ) 当日の進行等を記載した運営マニュアルを整備し、当該マニュアルに基づき、会場の設営、運営、進行管理を行うこと。
- (ク) 試食試飲交流会を円滑に実施できるよう、広東語及び英語で対応可能な司会を手配すること。
- (ケ) 来場するバイヤー等に対し、アンケートによる効果測定を実施すること。また、アンケートの回収率を高めるため、会場にて聞き取りを行うなど、回収方法を工夫すること。
- (コ) 来場するバイヤー等に対する県産農林水産物等のお土産を手配すること。

カ バイヤー等の招待

現地バイヤー等の招待にあたり必要な連絡調整を行うこと。なお、招待者の選定は福島県が各関係機関と調整の上、行うものとする。

キ 事業者等の帯同

- (ア) 上記エ(イ)実施に伴い、香港に輸出を行っている事業者等や、香港以外に輸出を行っており、香港への輸出に意欲的な事業者等を5者以上参加させること。なお、帯同する事業者等の決定は、受託者の提案等を基に、協議のうえ福島県が行う。
- (イ) 帯同する事業者等が円滑に交流会に参加できるよう、渡航日程の管理や連絡調整等、必要な支援を実施すること。
- (ウ) 現地への渡航及び滞在にかかる費用について、1社あたり20万円を上限に補助すること。

ク 試食試飲品等の手配

試食試飲品及び交流会開催にあたり必要な飲食物や資材等の手配及び輸送(現地での保管及び会場搬入を含む)について、帯同する事業者等や、輸出入事業者及び卸売業者等と連携の上行うこと。

ケ 各種申請等

事業実施にあたり、各種申請等が必要な場合は取りまとめて行うこと。

コ 独自提案

上記の内容に加え、試食試飲交流会の開催効果を高める独自の施策を提案、実施すること。なお、内容は協議の上、最終的に福島県が決定する。

(2) 各現地におけるイベントへの出展

香港及び韓国現地で開催される福島県の指定するイベント（在香港日本国総領事館主催「天皇誕生日祝賀レセプション」及び在大韓民国日本国大使館主催「天皇誕生日祝賀レセプション」を想定）において、福島県ブースを出展し、県産農林水産物等の魅力を発信する。

ア 実施期間等

令和8年2月（予定）に各1回

イ 実施内容

県産農林水産物及び必要資材等を福島県と調整のうえで手配し、イベント会場でのブース運営を行う。なお、イベント出展の申込及び主催者との連絡調整は福島県が行うこととし、会場使用料は本業務において発生しないものとする。

ウ 試食試飲品の輸送

参加者が本県の食文化に対し興味関心を惹くような試食試飲品（調理が必要な場合、ブース内で行う簡易な調理を想定する。）を選定すること。

なお、選定にあたっては、当該国・地域の検疫条件や諸規制を満たしたものを取り扱うことに十分留意すること。

また、試食試飲品及びイベント出展にあたり必要な資材等の手配及び輸送（現地での保管及び会場搬入を含む）についても、県内事業者、輸出入事業者及び卸売業者等と連携の上行うこと

エ 当日の運営

当日の進行表等を記載した運営マニュアルを整備し、当該マニュアルに基づき、ブースの設営・運営を行うこと。

オ 各種申請等

事業実施にあたり、各種申請等が必要な場合は取りまとめて行うこと。

4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、福島県が必要と判断したものについて福島県の指定する日までに提出しなければならない。

5 成果品

(1) 「3 業務の内容」に記載の各業務の実施結果をまとめた報告書（実施状況写真含む）。

(2) その他福島県が必要と判断したもの。

6 財産権の取扱い

受注者が委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として福島県に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、福島県に申し立てて受注者に帰属させることができるものとする。

- (1) 受注者財産に関して出願・申請の手続を行う場合、福島県に報告すること。
- (2) 福島県が公共の利益のために要請する場合、福島県に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、福島県の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 受注者が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

7 その他

(1) 仕様変更

受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ福島県と協議し、福島県の承認を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、福島県と受注者が協議して定める。

(3) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできない。

(4) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存しなければならない。